原単位の改善のための取組に関する状況 【2024年度提出分（2023年度実績）】※非特定事業者用

株式会社　テクノス北海道

銘柄コード	
法人番号	4450001002178

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	36	水道業
細分類（申請事業）	3631	下水道処理施設維持管理業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	207,418	GJ	5,351	kℓ
前年度エネルギー総使用量			5,453	kℓ
非化石エネルギー総使用量	43,362	GJ	1,119	kℓ
調整後温室効果ガス排出量	25,297	$t\text{-}CO_2$		

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注（2023年度実績）	0.1083	原単位分母：反応槽流入水量（m3）
	主たる事業の構成割合	99.5 %

事業者全体のエネルギー消費原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		102.3	104.2	96.5	119.8
事業者全体の5年度間平均原単位変化（%）	105.7				

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位（2023年度実績）	0.0857	原単位分母：48,843（千m3）
DR実施日数	0	

事業者全体の電気需要最適化評価原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化	□□.□				

該当なし

【ベンチマーク指標の状況（合理化）】

ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	－	－
目指すべき水準	－	
ベンチマーク指標の状況	－	
ベンチマーク区分	－	－
目指すべき水準	－	
ベンチマーク指標の状況	－	

該当なし

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量	
Jクレジット	□□□□□	t-CO2
－	－	t-CO2
－	－	t-CO2
－	－	t-CO2

該当なし

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標（2030年度）	25.2%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					25.2
目安設定業種	■■	■■■■■業			
目安（2030年度）	【指標】●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●●の●●●に占める●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上				
目標（2030年度）	□□%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					□□%
目安設定業種	－	－			
目安（2030年度）	－				
目標（2030年度）	－				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					－

該当なし

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）】

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定性的事項）】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

高効率な照明設備の導入、使用していないエリアの消灯・点灯間引き、運転条件の見直しによるエネルギー使用量削減

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

汚泥処理時に発生する、副生物の消化ガス発生量を増加するよう運転管理し、自家発電機のガス運転増加に繋げ非化石燃料使用の発電量増加に努める。

【取組の概要：カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄（カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について）

当社の業務は自然環境と密接に関わり合っております。
近年の気候変動による温暖化や異常気象等が、下水道施設の維持管理に与える影響は大きいです。
当社は長年培った維持管理のノウハウを生かし、下水道施設の安定運転を第一とし、さらなる省エネルギー、省資源の運転管理に取り組んでおります。

2. 関連リンク

（　タイトル　）	：	●●●●●（URL）
（　タイトル　）	：	●●●●●（URL）
（　タイトル　）	：	●●●●●（URL）

（注意事項）
・赤枠囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。